

Meihoku

名北労基

1
vol.1634



初晴れや潮香薫りて波静か 義村

年頭のごあいさつ

社団法人 一般 名北労働基準協会

会長 西村 義明



会員のみなさま、あけましておめでとうございます。令和7年の新年を迎え、心よりお喜び申し上げます。

昨年は、石川県能登地方を震源とする地震や夏の記録的高温などの自然災害が発生し、当協会では能登地方の労働基準協会に対し見舞金をお送りいたしました。

一方、世界情勢に目を向けると、戦闘や侵攻といった言葉を用いない日はありませんでした。

労働の分野では、年収の壁や賃上げの言葉が紙面を飾り、人手不足やパワーハラスメントが印象に残る一年でした。

当協会では昨年、急増する労災保険の精神障害請求・支給決定に対応する「大事な社員の心を守る緊急大会」を緊急開催し、600名の皆様にご参加いただきました。

なお、令和4年4月より3年度を大きく変った化学物質の管理について「化学物質管理実務対応総合支援事業」による総合的なサポート、「2024年問題対応総合支援事業」では建設業・自動車運転業務・医師等の時間外上限規制に継続して対応しています。

また、「パワハラ等防止対策総合支援事業」を引き続き周知・推進しています。

経済の専門家は景気は緩やかに改善する可能性が高いとの予想を発表しています。

このような状況の中、本年も労働環境の動きを的確にとらえ、会員事業場のご要望に即応した事業を展開するとともに、事業内容の充実、サービスの向上に努めてまいります。

引き続き、行政ご当局をはじめ会員事業場のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

新しい一年が会員の皆様にとりまして実りある輝かしい年となりますよう、ますますのご発展を心より祈念申し上げます。

新春のうらやみ



本年も多様な課題に適切に対応します

愛知労働局長

小林 洋子



新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。
令和7年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する愛知県下各労働基準協会の皆様の日頃からのご理解とご協力に改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

愛知の労働行政を取り巻く情勢ですが、令和6年10月の有効求人倍率（季節調整値）は1・25倍となっており、基幹産業である自動車関連産業

を中心に幅広い産業で回復の動きがあり、求人についても、業種による差異はあるものの、持ち直しの動きが広がっているなど、雇用情勢は改善の基調を維持しています。

ただし、一部の産業によっては、求人への提出を控える動きから、改善の動きが弱まっております。また、最低賃金引上げや社会保険適用拡大による就業調整、エネルギー価格や原材料価格の上昇等、雇用に与える影響について、引き続き動向を注視する必要があります。ものと認識しています。

本年度、愛知労働局では重点課題として、「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善」、「リスキリング、労働移動の円滑化等の推進」及び「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・就職支援」に取り組んでおります。

「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善」については、昨年10月1日より、愛知県最低賃金は過去最大50円引上げの時間額1077円となります。

した。最低賃金・賃金の引上げは、賃金上昇が消費の活性化に繋がり、それにより企業収益が伸びて更に賃金が上がるという好循環の実現を目指すものであるため、引き続き、改正最低賃金額、業務改善助成金、キャリアアップ助成金等各種支援策について、周知等の取組みを図ってまいります。

「リスキリング、労働移動の円滑化等の推進」については、人手不足基調が続く中、労働生産性を上げていくこと

が不可欠であり、人材育成がより一層重要となります。デジタル分野の公的職業訓練を拡充するとともに、人材開発支援助成金や生産性向上支援訓練の制度の活用促進により、企業の人材育成を支援してまいります。

「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・就職支援」については、昨年11月に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法、本年4月から順次施行される改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法の周知に努めるとともに、多様な人材の活躍と魅力ある職場づくりに向けて、引き続き、男女間賃金格差の解消や女性の活躍推進、非正規雇用労働者の処遇改善、各種ハラスメント防止対策に取り組んでまいります。

安全で健康に働くことができる環境づくりについては、引き続き、長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底をはかるとともに、事業運営と安全衛生管理を一体的に捉え、

生産性等の向上を図るプロセスとリスクアセスメントのプロセスを一体的に行う「安全経営あいち®」を推進し、より前向きで、自律した安全管理の推進を支援してまいります。

また、労災補償については、法令、認定基準等に基づき効率的な調査を行い、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めてまいります。

労働保険制度の円滑な運営については、未手続事業一掃対策の推進と適正な労働保険料徴収を推進するとともに、

各種手続きが簡単・便利になる電子申請の周知・広報を積極的に展開してまいります。結びに、本年も多様な課題に適切に対応していく所存で

ですので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶いたします。

労働基準行政へのご理解とご協力に感謝申し上げます

愛知労働局労働基準部長

高橋 嘉寿満



新年あけましておめでとうございます。

貴協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、旧年中、愛知労働局の行政運営に格別のご理解とご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

令和7年の年頭に当たり、改めて日頃の労働基準行政へのご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、今後の取組について述べさせていただきます。

まず、最低賃金・賃金引上げに向けた中小・小規模企業等支援についてです。

愛知県最低賃金は、過去最高50円の引上げにより、昨年10月1日より時間額1077円となりました。最低賃金の円滑な履行確保を図り、賃金引上げを支援するため、改正最低賃金額を幅広く周知するとともに、業務改善助成金を初めとして、キャリアアップ助成金「賃金引き上げ特設ページ」、中小企業庁が所管するIT導入補助金や賃上げ促進税制、公正取引委員会が示す「価格転嫁指針」等、それぞれの事業場が活用しやすいものを選択することができるよう各種支援施策をパッケージ

ジで周知し、活用促進を図ってまいります。次に、安全で健康に働くことができる環境づくりについてです。

長時間労働の抑制に向けた監督指導を徹底し、過重労働による健康障害を防止するとともに、生産性を高めながら労働時間短縮に取り組む企業に寄り添ったきめ細やかな支援を推進してまいります。また、時間外労働の上限規制の適用が開始された医師、自動車運転者、建設業につきましても、円滑な施行に向けて、労働基準監督署とともに

特に中小企業の自主的な取組を促すための集中的な支援等を図ってまいります。労働災害防止対策につきましては、リスクアセスメントを軸とした自律したポジティブな安全管理の推進・定着に向け取り組んでいるところであります。

生産性等の向上を図る取組による作業の実態把握の中で、併せてリスクアセスメントも行えば、生産性・品質の向上に加え、安全衛生の向上にも資することになります。引き続き、安全管理を経営課題と捉え、事業運営と一体的

に管理する経営手法である「安全経営あいち®」の普及促進を図るため「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用を通じて、生産性等を高めながら安全性を向上させる支援を行ってまいります。労働者の健康確保対策につきましては、労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働による面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置やTHP指針、メンタルヘルズ指針等の健康保持増進措置を相互連携して取り組む「労働者の心身の健康確保のための総合的な対策」の周知を図るとともに、危険性・有害性が認められた化学物質、粉じん等について、リスクアセスメントを中核とした、自律的でポジティブな安全管理を促進してまいります。

労働者の健康確保については、労災補償行政については、法令、認定基準等に基づき効

率的な調査を行い、被災労働者に対する迅速かつ公正な労働保険給付に努めてまいります。

結びに、貴協会並びに会員事業場の皆様の一層のご理解

とご支援をお願いしますとともに、本年が皆様にとってより良い年になることを衷心より

り祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」、 「改正育児・介護休業法」「改正次世代育成 支援対策推進法」の周知に努めます

愛知労働局雇用環境・均等部長

木本 睦子

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和7年の年頭に当たり、愛知県下各労働基準協会の皆様におかれましては、日頃から愛知労働局雇用環境・均等部の行政運営に多大なるご理解とご協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

本年度、雇用環境・均等部では重点課題として「最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善」、「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・就職支援」に取り組んでおります。

「最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善」について

は、昨年10月1日より、愛知県の最低賃金が過去最大の50円引上げの時間額1077円となりました。賃金の引上げは、政府の最重要課題であり、引き続き、業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の支援策により、賃金の引上げを図る中小・小規模事業者の取組を支援してまいります。

非正規雇用労働者の処遇改善については、労働基準監督署と連携し、労働局の組織力を生かして同一労働同一賃金の遵守の徹底に取り組んでまいります。また、人材不足が進む中、同一労働同一賃金に取り組んでおられる企業の求人へつながるよう、同一労働同一賃金の取組状況を求人票に記載いただく等ハローワークとの連携を図るとともに、愛知働き方改革推進支援センター（愛知労働局委託事業）においても、同一労働同一賃金をはじめとする中小企業・小規模事業者の労働環境改善に向けた支援に取り組んでまいります。

ある職場づくり・就職支援」については、昨年11月に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法、本年4月から順次施行される改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法の周知に努めてまいります。



携して適切に対応してまいります。

改正育児・介護休業法では、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするために、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、男性の育児休業取得率の公表義務の対象となる企業規模が1000人超から300人超へ拡大されます。また、令和7年3月末までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法も10年間延長され、育児休業取得状況や労働時間の状況把握、数値目標の設定が義務付けられます。両立支援助成金のご活用も促しながら、改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法の着実な履行確保を図ってまいります。

また、男女間賃金格差の解消や女性の管理職登用など、一層の女性活躍推進が企業や地域の活力となるよう、働きやすい職場環境の整備やアンコンシャスバイアスの解消な

どにお取り組みいただくとともに、企業規模にかかわらず各種ハラスメント防止対策が

徹底されるよう働きかけを行ってまいります。

結びに、本年も様々な課題

に適切に対応していく所存です。皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し

上げますとともに、本年が皆様にとってより佳き年となりますよう祈念いたしまして、

年頭のご挨拶といたします。

企業や業界の魅力をともに発信し、人材確保を支援してまいります

愛知労働局職業安定部長

林 幹雄



新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

貴協会の皆様方におかれましては、日頃から職業安定行政の推進に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年の念頭にあたり、職業安定行政の本年の取組について述べさせていただきます。

雇用失業情勢については、基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業で回復の動きがあるといったことを基本的な背景として、業種による差異はあるものの、雇用の持ち直しの動きが広がっておりますが、エネルギー価格や原材料価格の上昇などが

雇用に影響を及ぼし得ることから、これらの状況について引き続き注意する必要があると認識しております。

また、生産年齢人口が減少する中、多くの業種において人材確保が困難な状況が続く。特に中小企業では人手不足感が深刻化しています。そのため、ハローワークは、求職者・求職者支援の強化により地域のマッチングを進めてまいります。

具体的には、企業に対しては求人条件緩和の提案にとどまらず企業や業界の魅力をともに発信し、人材確保を支援してまいります。また、求職者に対しては多様なニーズに柔軟に対応するため、担当者

を決めて職業相談を行うなどきめ細やかな支援に努めてまいります。

さらに、ハローワークの利便性を向上するため、スマートフォンやパソコンを使うことでハローワークに来所していただくなくても求人申し込みを行ったり、求人票の閲覧、オンライン職業相談を行ったりするなど、オンラインによるサービスの提供を一層推進してまいります。

公的職業訓練については、地域や業界の人材ニーズや求職者の訓練ニーズを踏まえ、人手不足が深刻な分野や成長が見込まれる分野、特にデジタル分野における人材育成に重点を置いた訓練を計画し実

施してまいります。また、「一人への投資」の促進、「三位一体の労働市場改革」を進めるため、引き続き、人材開発支援助成金の活用促進を図ってまいります。加えて、助成金の活用促進にあたって、在職者訓練や生産性向上支援訓練の制度周知を併せて行うことにより、企業の人材育成を支援してまいります。

県内における障害者雇用は、企業における理解と障害者自身の自立意識の高まりにより着実に進んでいるものの、愛知の障害者雇用率は、未だ法定雇用率はもとより全国の実雇用率を下回っている状況であります。

予定されている除外率の引

き下げ、法定雇用率の引き上げにより、未達成企業のみならず、今後、不足が見込まれる企業に対しても、関係機関と連携しながら障害者雇用の支援を実施していきます。

外国人雇用対策については、人手不足への対応として、技能実習制度に変わる新たな制度として育成就労制度の導入が決定し、今後、外国人労働者のさらなる活躍が見込まれるため、外国人労働者に係る労働市場にも注視しつつ、ハローワークでの留学生等への支援も含め、外国人材の活用など適切な職業紹介等の業務を実施してまいります。

本年も多様な課題に対して適切に対応していく所存です。皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

日頃の需給調整事業関係業務への ご理解とご協力に感謝申し上げます

愛知労働局需給調整事業部長

山下保



電子メールその他適切な方法により、あらかじめ労働者の募集を行う方に誤解が生じないように明示することが義務づけられることから、あらゆる機会を捉えて周知徹底を図っております。

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

貴協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、旧年中、愛知労働局の行政運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年の年頭に当たり、改めて日頃の需給調整事業関係業務へのご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、本年の取り組みについて述べさせていただきます。

派遣労働者の同一労働同一賃金の履行確保については、労働基準監督署と連携を図り、派遣先事業所が回答したチェックリストの内容を確認の上、指導対象事業所を選定し、適切な制度運用がなされるよう重点的に指導監督を実施してまいります。

また、申告や情報提供等により把握した禁止業務への派

遣、無許可派遣、いわゆる偽装請負等の違法事案については迅速に調査を行い、厳正な指導監督を実施してまいります。悪質な法違反や、繰り返し法の違反、故意性が疑われる法違反等については、行政指導に留めることなく、行政処分や告発等を視野に入れた対応をしてまいります。

なお、解雇・雇止めを端緒とした指導監督を実施する場合においては、派遣労働者の雇用安定措置の履行確保に重点をおいて実施してまいります。

不法就労外国人に関する諸問題については、愛知県警や名古屋出入国在留管理局と連携・協力しているところです。特に不法就労者を雇い入れている事業者が無許可で労働者派遣事業を行っている事案等においては、愛知県警及び名

古屋出入国在留管理局による不法就労等外国人の摘発並びに労働局による無許可派遣を行っている事業者への臨検指導等を合同で実施することで一層の連携強化を図っております。

職業紹介事業については、令和6年4月1日施行の改正職業安定法施行規則により、求職者等に明示する労働条件内容が追加されたこと等、職業紹介事業に係る制度についてあらゆる機会を捉えて周知徹底を図っております。

また、近年の労働市場における人手不足の状況やミスマッチを緩和、改善するため、併せて労働力の需給調整機能の強化を図るための対策として、職業紹介事業者や募集情報提供事業者に対する法規制の強化が進められており、令和6年10月にはお祝い金等

の提供や転職勧奨の禁止について職業紹介事業の許可要件に加える要領改正が行われ、さらに、職業紹介事業者の手数料実績の公開を義務化する法改正や、募集情報等提供事業者は令和7年4月1日から職業紹介事業者同様、労働者に金銭やギフト券等を提供することは禁止になります。また、利用料金の額や発生条件、違約金の額、解約方法等を含む契約の内容を分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面を、

労働者派遣事業、職業紹介事業、募集情報等提供事業の利用でトラブルが発生した際には需給調整事業第二課にご相談いただきますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会並びに会員事業場の皆様方の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

愛知労働局のホームページ

「愛知労働局ホームページ」をご利用ください。
労働基準監督署・ハローワークの地図、相談窓口、労働関係情報等掲載しております。

アドレス

<https://site.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>



会員の皆様への益々のご繁栄と 労働災害の撲滅を祈念申し上げます

名古屋北労働基準監督署長

橋本 亨

新年明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は、当署の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、日本経済の再生に向けた取り組みとして、賃金と物価の好循環が目指される中、昨年10月には愛知県最低賃金が過去最大の50円引き上げとなり、1時間1077円となりました。最低賃金の大幅な引き上げの流れは今後も続くと考えられるため、当署では賃金引き上げに努力されている中小企業・小規模事業場への支援となる業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の活用を周知させていただきながら、最低賃金の円滑な履行を図ってまいります。

また、働き方改革関連法として労働基準法が改正され始めた「法律による時間外労働

の上制限制」は順次施行がされ、最後まで適用が猶予されていた建設業、自動車の運転業務、医師についても、昨年4月から適用がスタートしております。日本の総人口が急速に減少し人手不足が懸念される中で、働き方改革は社会全体での取り組みが重要となります。例えば、建設工事を発注する際には工事現場での週休2日制が可能となるよう適正な工期設定を検討していただくことや、荷物を発送する際には荷待ち時間を削減していただく取り組みを行うこと等の提案もされており、取引先へのしわ寄せが生じないように、社会全体での協力が必要となっております。

時間外労働の上制限制は、過労死等を防止する目的から制定された経緯がありますが、近年、過労死等と言われる脳・心臓疾患や精神障害にか

かる労災請求は増加傾向にあり、その多くは、長時間労働のほか、職場での各種ハラスメントが要因となっております。このような事案を未然に防ぐため、皆様の事業場でも、長時間労働、職場でのメンタルヘルズ対策についての対応をお願い致します。

また、多様な人材の活躍が求められる中、昨年11月には、いわゆるフリーランス新法が施行され、監督署でも労災保険の特別加入の業務で、労働局等の関係機関と連携して対応することとしております。

当署管内の労働災害については、緩やかな増加傾向にあります。特に重篤な労働災害の発生は取り返しがつかないものであり、是非防ぎたいと考えており、引き続きリスクアセスメントの理解促進等を図ることとしています。しかし、万が一のときには、迅



速、公正に必要な労災保険の補償給付を行い、被災労働者の保護に努めてまいります。監督署が取り扱う業務は多

岐に渡りますが、今年も全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い致します。

結びになりますが、名北労働基準協会並びに会員の皆様の益々のご繁栄、そして、労働災害の撲滅を祈念申し上げます。

目次

西村会長年頭のごあいさつ	表紙
新春のごあいさつ	小林愛知労働局長 2
〃	高橋労働基準部長 3
〃	木本雇用環境・均等部長 4
〃	林職業安定部長 5
〃	山下需給調整事業部長 6
〃	橋本名古屋北労働基準監督署長 7
『ホワイト企業推進事業場』紹介	カゴメ(株) 15
社会保険労務士試験合格体験記	宮澤俊夫 18
弁護士に聴く	増田稔久 23
安全衛生あれこれ	中山幸枝 24
社会保険労務士が答える企業の労務管理	竹内邦明 25
作業環境測定	墨 華代 26
こちら企業の労働110番です	小栗利治 27
続・残月録	植田美津恵 28
わたしのジハード	神村佳高 29
名北セーフティ・アドバイス	松本幸治 35
表紙Ⅱ新しい年	